

佐賀市医療・福祉・保育施設等物価高騰対応応援金

【申請用マニュアル】

(R5.1.19更新)

<お問合せ先>

佐賀市医療・福祉・保育施設等物価高騰対応応援金支給室

電話番号 080-8571-4238, 080-8571-4239

(問合せ受付時間)

平日 9:00～17:00 (土曜日、日曜日、祝日は休み)

メールでの問い合わせ先 oenkin@city.saga.lg.jp

詳細は佐賀市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.saga.lg.jp>

* トップページからのお知らせにバナーがあります。

佐賀市医療・
福祉・保育施設等
物価高騰対応応援金

<目次>

1 応援金について

- 1-1 目的
- 1-2 対象者及び支給金額

2 申請について

- 2-1 受付期間
- 2-2 申請者
- 2-3 申請方法
- 2-4 給付の申請回数
- 2-5 休止中または新規に開設された施設への支給について
- 2-6 申請書等の作成

3 給付決定について

4 支給について

1 応援金について

1-1 目的

佐賀市では、光熱費等の高騰の長期化により影響を受けている市内の医療機関・福祉施設・保育所等事業者の負担を軽減し、事業の継続を支援するために応援金を支給します。

1-2 対象者及び支給金額

① 対象となる施設等（大分類）

以下に該当する佐賀市内の施設が対象となります。

（* 佐賀市外の施設は対象となりませんので、ご注意ください。）

- A 病院等
- B 高齢者施設
- C 障害福祉施設
- D 保険薬局
- E 地域共生ステーション
- F 更生保護施設
- G 児童養護施設等
- H 保育所・幼稚園等
- I あん摩等施術所

② 応援金の額

施設の運営状況に応じて、以下の額を支給します。

○基準額

- ・入所施設（無床診療所、歯科診療所、助産所を含み、短期入所施設は除く。）

：1施設あたり50,000円

- ・入所施設以外：1施設あたり25,000円

○加算額

一定の施設については、病床数や利用定員数に応じた額の加算を設けています。
詳細については、次の表を参照ください。

○対象施設別基準額及び加算額一覧

業種区分		①基準額	②加算額		
A	病院等				
	1	病院	15,000 円/床		
	2	有床診療所			
	3	無床診療所 歯科診療所	50,000 円/施設	—	
		4			助産所
B	高齢者施設				
	1	入所系事業所			
		a	介護老人福祉施設	50,000 円/施設	5,000 円/名
		b	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
		c	介護老人保健施設		
		d	介護医療院		
		e	介護療養型医療施設		
		f	認知症対応型共同生活介護		
		g	養護老人ホーム		
		h	軽費老人ホーム（ケアハウス）		
		i	介護付き有料老人ホーム		
		j	住宅型有料老人ホーム		
		k	サービス付き高齢者向け住宅		
		l	生活支援ハウス		
	2	短期入所系事業所			
		a	短期入所生活介護	25,000 円/施設	2,500 円/名
		b	短期入所療養介護		
	3	通所系事業所			
		a	通所介護	25,000 円/施設	2,500 円/名
		b	通所介護（サテライト）		
		c	地域密着型通所介護		
		d	認知症対応型通所介護		
		e	通所リハビリテーション		
	4	多機能型事業所			
		a	小規模多機能型居宅介護	25,000 円/施設	2,500 円/名
		b	看護小規模多機能型居宅介護		
	5	訪問系事業所			
		a	訪問介護	25,000 円/施設	—
		b	訪問介護（サテライト）		
		c	訪問入浴介護		
		d	訪問看護		
		e	訪問看護（サテライト）		
		f	訪問リハビリテーション		
		g	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		h	夜間対応型訪問介護		
		i	居宅介護支援		
		j	福祉用具貸与・特定福祉用具販売		
		k	地域包括支援センター		

業種区分		①基準額	②加算額
C	障害福祉施設		
1	入所系事務所		
a	障害者支援施設	50,000 円/施設	5,000 円/名
b	障害児入所施設		
c	共同生活援助		
d	福祉ホーム		
2	通所系事業所		
a	療養介護	25,000 円/施設	2,500 円/名
b	生活介護		
c	短期入所（単独型・併設型）*空床型は対象外		
d	自立生活援助		
e	自立訓練（生活訓練）		
f	自立訓練（機能訓練）		
g	就労移行支援		
h	児童発達支援（センター含む）		
i	放課後等デイサービス		
j	地域活動支援センター		
3	就労継続支援事業所		
a	就労継続支援 A 型	25,000 円/施設	—
b	就労継続支援 B 型		
4	訪問系事業所		
a	居宅介護	25,000 円/施設	—
b	重度訪問介護		
c	同行援護		
d	行動援護		
e	就労定着支援		
f	保育所等訪問支援		
g	居宅訪問型児童発達支援		
5	相談系事業所		
a	特定相談支援	25,000 円/施設	—
b	障害児相談支援		
c	一般相談支援（地域定着、地域移行）		
d	障害者就業・生活支援センター		
e	発達障害者支援センター		
D	保険薬局	25,000 円/施設	—
E	地域共生ステーション	25,000 円/施設	—
F	更生保護施設	50,000 円/施設	5,000 円/名
G	児童養護施設等		
1	児童養護施設・乳児院	50,000 円/施設	5,000 円/名
2	母子生活支援施設		—
3	ファミリーホーム		—

業種区分		①基準額	②加算額
H	保育所・幼稚園等	25,000 円/施設	500 円/名
	1 保育所		
	2 幼稚園		
	3 認定こども園		
	4 認可外保育施設		
	5 地域型保育事業		
6 放課後児童クラブ	—		
I	あん摩等施術所	25,000 円/施設	—

2 申請について

2-1 受付期間

応援金の支給申請の受付は、佐賀市医療・福祉・保育施設等物価高騰対応応援金支給室で行います。

申請締切は、令和5年3月15日（水）必着です。

2-2 申請者

この応援金の申請については、1-2の①に掲げているA～Iの業種区分毎に、施設や事業所等を事業主（法人または事業主）で、原則、まとめて申請を行うようお願いします。

2-3 申請方法

支給申請は、郵送のみによる手続きとなります。
（*佐賀市はメールでの受付は行っていません。）

同封の返信用封筒で申請書類（様式1～3号）を郵送してください。

2-4 給付の申請回数

応援金の申請回数は、A～Iの対象毎に1回でお願いします。申請に際しては、施設等の記入漏れのないようご確認ください。

2-5 基準日等について

① 基準日

令和4年12月末日までに開設（または再開）されている施設等が支給対象となります。

② 休止中の施設等

申請時点において、休止や廃止している施設等は支給対象外となります。

2-6 申請書類の作成

各申請書類の様式は、佐賀市のホームページからダウンロードして、作成していただきますが、様式ごとに留意事項を記載しておりますので、ご確認ください。

(ダウンロードができない事業所は 080-8571-4238(平日 9 時~17 時) にお問合せください。)

【様式 1 号】 応援金申請書兼請求書

- ・ 1 施設の申請で、かつ、1 サービスのみを実施している場合にご使用ください。
対象 (A~I) 毎に様式がわかれていますので、対象をご確認の上、作成してください。

【様式 1-1 号】 応援金申請書兼請求書

- ・ 複数の施設の申請や、1 施設で複数のサービスを実施している場合に【様式 1 号】とあわせて、作成が必要となります。
対象 (A~I) 毎に様式がわかれていますので、対象をご確認の上、作成してください。

【様式 2 号】 入金口座確認書

- ・ 応援金の振込先の記載に誤りがないかどうかを確認させていただくため、入金を希望される口座の通帳のコピー等を添付してください。

【様式 2-2 号】 委任状

- ・ 「申請者の代表者名と口座名義人の個人名が異なる場合」、「申請者の法人名（個人の場合は店舗名）と振込先の法人名（店舗名）」が異なる場合」にご提出ください。

【様式 3 号】 誓約書

【その他】・ 助産所の場合、出産育児助産所コード通知書の写しを添付してください。

3 支給決定について

申請内容の審査を行い、応援金の支給を決定した場合、佐賀市から事業主に支給決定通知書が送付されますので、金額等に間違いがないかをご確認ください。

4 支給について

応援金は、佐賀銀行を通じて、申請書兼請求書（様式 1 号）に記載の口座に振り込まれます。

申請の混雑状況、金融機関の営業日や営業時間の状況により異なりますが、申請から支給まで概ね 1 か月を見込んでください。